

## 安全衛生分科会報告書「今後の労働安全衛生対策について」の概要

### 労働安全衛生対策の現状と課題

昨年の夏以降、爆発・火災等の重大災害が頻発しており、危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不備等が指摘されていることから、これらに対応した安全衛生管理の仕組みを導入することが求められている。

近年、過労死について労災の認定件数が高水準で推移するなど、過重労働による健康障害や過労自殺が多発していることから、人命尊重の観点から効果的な措置を講じることが求められている。

### 法改正の基本的方向性

重大災害の頻発、過重労働による健康障害等の多発等の社会経済情勢の変化に対応するため、労働安全衛生対策を見直すことが必要。

### 具体的な改正内容

- (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実  
製造業等で頻発した労働災害を防止するため、次の措置を講じること。  
危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、その自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者について、機械等に係る事前の届出義務を免除すること。  
危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること。  
設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること。  
製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととする。
- (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実  
事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと。